

国公法堀越事件の有罪判決に抗議する声明

- 1 去る6月29日、東京地方裁判所刑事第2部（毛利晴光裁判長、宮本聡裁判官、松永智史裁判官）は、社会保険庁職員である堀越明男氏に対する国家公務員法違反（政治的行為の禁止）被告事件について、罰金10万円、執行猶予2年の有罪判決を言い渡した。
- 2 本件において起訴の対象となった堀越氏の行為は、休日において、職務と全く関係なく、自宅周辺で、自らの支持する政党ビラをマンションの集合ポスト等に投函したというものであり、配布者が公務員であることさえ認知できないものであった。このような行為は、政治的表現行為として憲法21条によって保障されるものであり、かつ、行政の中立的運営やそれに対する国民の信頼を何ら侵害するものではなかった。
- 3 ところが、本判決は、国家公務員の政治的行為を全面的に禁止する国家公務員法及び人事院規則の規定を合憲とした1974年の猿払事件最高裁判決を無批判に受け容れ、堀越氏が国家公務員であるということのみをもって有罪とした。本件のように、公務と全く関連のない休日におけるビラ配布行為までも、配布者が国家公務員であるというだけで刑罰をもって禁止することは、憲法21条が保障する政治的表現の自由を国家公務員について完全に否定するに等しい。
- 4 本判決自身、堀越氏の行為が、行政の中立性やこれに対する国民の信頼を侵害する具体的な危険性を有するものでなかったことを認めざるを得なかった。にもかかわらず、本判決は、その「抽象的な危険」や「累積的、波及的効果から生じる弊害」なるものを持ち出してまで、堀越氏を有罪とした。いったん検察が起訴した以上、何が何でも有罪にするという異常な権力擁護の姿勢と言わざるを得ない。
- 5 さらに、本件の審理においては、公安警察が長期間にわたって堀越氏に対して尾行や盗撮を繰り返し、ビラ配布とは全く関係のない、堀越氏のプライバシーをも侵害する違法な情報収集活動を行っていたことが明らかとなった。にもかかわらず、本判決は、このような権力犯罪ともいべき公安警察の異常・違法な活動について、そのごく一部の違法性を指摘するにとどまり、全体としては、むしろこれを追認する態度に終始している。本判決は、違法捜査の抑止という司法が担うべき最低限の機能をも放棄しているというほかなく、本判決のような「お墨付き」が与えられれば、権力にとって都合の悪い言論・表現活動に対する弾圧捜査や起訴は今後も繰り返されることとなる。
- 6 昨今、東京高等裁判所で逆転有罪判決が言い渡された防衛庁職員宿舎へのビラ配布事件や東京地方裁判所で有罪判決が言い渡された板橋高校威力業務妨害事件など、言論・表現の自由に対する政治的刑事弾圧を裁判所が容認する事案が相次いでいるが、本判決もまた、権力による言論・表現の自由の侵害に対する司法の無批判性、追従性を如実に示すものにほかならない。
- 7 憲法や国際人権法で保障された表現の自由の意味を全く理解せず、公安警察による権力犯罪に目をつぶる本判決は、個人の政治的自由を刑罰によって根本から奪っていた戦前における治安維持法の復活を許すに等しいものであって、平和と人権、民主主義を擁護する立場から、決して容認できない。自由法曹団は、本判決に強く抗議するとともに、今後も、国家公務員の政治的表現の自由を一律全面的に刑罰をもって禁止する国家公務員法及び人事院規則の違憲性、違法性を幅広く国民世論に訴えかけてゆくものである。

2006年7月4日

自由法曹団 団長 坂本 修